

津市家庭ごみ収集運搬業務委託競争入札参加資格に関する要綱

平成26年10月31日訓第98号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が行う家庭ごみ収集運搬業務（以下「業務」という。）の円滑、適正及び継続的な実施を確保するため、業務の委託に係る指名競争入札（以下「入札」という。）に係る入札の参加資格に関し、法令等に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この要綱の対象となる業務は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）第5条の規定により本市が行う合理化事業に係る一般家庭ごみ収集業務以外の業務とする。

(参加資格)

第3条 入札に参加する一般廃棄物処理業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 入札を行う年度（以下「入札年度」という。）の4月1日（以下「入札年度の開始日」という。）において、津市競争入札参加資格者名簿に登録がある一般廃棄物処理業者で、希望業種が廃棄物収集・運搬・処理業務であるもの
- (2) 入札年度の開始日において、業務を行う区域（本市の平成18年1月1日付け合併前の市町村を単位として区分した区域をいう。）内に本社、本店、支社又は支店等のいずれかを置き、業務を行う区域の地理的要因、ごみ一時集積所設置場所等に精通している者
- (3) 災害時の交通障害、ごみ収集車両の事故その他の突発的な事象に対し、おおむね30分以内に対応できる者
- (4) 入札年度の前5年度のうちいずれか2年度において、次のアからオまでのいずれかに該当する一般廃棄物処理業者
 - ア 家庭系一般廃棄物収集運搬業務を受注し、かつ、完了していること。
 - イ 本市の設置する公共施設から事務事業の過程で排出される事業系一般廃棄物又は産業廃棄物の収集業務を受注し、かつ、完了していること。
 - ウ 本市の設置する小学校等から排出される再生可能小型紙製容器類の収集運搬業務を受注し、かつ、完了していること。

エ 本市の設置するエコ・ステーションに排出される資源リサイクル物の運搬業務を受注し、かつ、完了していること。

オ 事業系一般廃棄物を、津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第145号）第3条に規定するごみ焼却施設（以下「ごみ焼却施設」という。）に年間80回以上搬入し、かつ、その搬入量が12トン以上であること。

(5) 入札年度の開始日において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する一般廃棄物処理業の許可を有している者

(6) 入札年度の開始日において、法人税その他の公租公課及びごみ焼却施設使用料の滞納金がない者

（委任）

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成27年4月1日から施行する。